

平成24年7月

栗原市議会からのお知らせ
市民に開かれた議会を目指し

議 会 報 告 会

を開催します。

栗原市議会では、議員が4班に分かれて市内全地域に出向き、議会活動について報告するとともに、地域の現状や課題等について、座談会形式で意見交換を下記により行います。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時	地 区	会 場	担当班
7月24日(火) 午後7時から	栗 駒 地 区	栗 駒 総 合 支 所	第1班
	一 迫 地 区	一 迫 ふ れ あ い ホ ー ル	第2班
	金 成 地 区	金 成 生 涯 学 習 セ ン タ ー	第3班
	花 山 地 区	花 山 石 楠 花 セ ン タ ー	第4班
7月25日(水) 午後7時から	高 清 水 地 区	高 清 水 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	第1班
	志 波 姫 地 区	こ の 花 さ く や 姫 プ ラ ザ	第2班
	瀬 峰 地 区	瀬 峰 公 民 館	第3班
	若 柳 地 区	若 柳 多 目 的 研 修 セ ン タ ー	第4班
7月27日(金) 午後7時から	築 館 地 区	市 民 活 動 支 援 セ ン タ ー	第1班
	鶯 沢 地 区	鶯 沢 振 興 セ ン タ ー	第2班

※いずれの会場も参加できます。ご都合の良い会場へおいで下さい。

★担当班は次の議員で構成しています。

第1班

佐藤千昭
鈴木道夫
瀬戸健治郎
相馬勝義
三塚東
佐々木脩
富塚正夫

第2班

菅原勇喜
佐々木嘉郎
阿部貞光
濁沼一孝
佐藤優
高橋義雄
高橋勝男

第3班

佐藤久義
千葉健司
佐藤勇
佐藤文男
大関健一
五十嵐勇
鹿野芳幸

第4班

小岩孝一
大瀧信子
佐々木幸一
沼倉猛
石川正運
三浦善浩

○議会報告会は、下記の次第により実施します。

・時間は概ね1時間30分以内を予定しています。

◆次第◆

1 開会

2 議員自己紹介

3 あいさつ

4 議会報告

① 議会活動報告

栗原市議会の議会改革について報告します。

主な内容

- ・議会改革の流れについて
- ・議会基本条例について
- ・議員定数について
- ・議員報酬について
- ・政務調査費について

② 質疑応答

報告した内容に対する質問をお受けします。

5 市政に関する意見交換（市政・議会運営に関する意見）

地域の現状や課題等について、座談会方式による意見交換を行います。皆様の自由な発言をお願いします。また、市政・議会に対するご意見やご提言など、声をお聞かせください。

6 閉 会

□お問い合わせは、栗原市議会（事務局TEL22-1170）へ

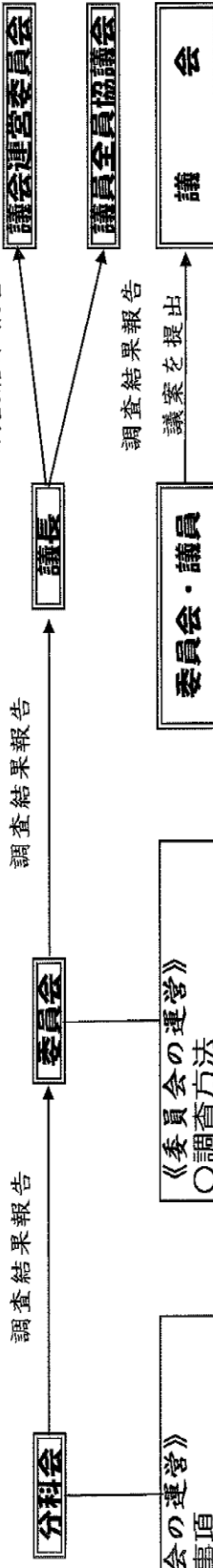
栗原市議会における議会改革一覧

事 項	内 容
議会基本条例の制定に関すること	市民から信頼される開かれた議会、地方自治にふさわしい議会を築くため、議会改革の必須項目といわれる議会報告会や議員質問議などを盛り込んだ最高規範として、8章構成の全21条からなる栗原市議会基本条例を作成した。(平成23年12月定例会において制定)
議会議員倫理条例の制定に関すること	公職者に共通に求められる政治倫理の基本的な事項を栗原市議会基本条例第20条に規定し、議会議員倫理条例は現時点では制定しないこととした。
地方自治法第96条第2項の議決事件に関すること	栗原市議会基本条例第13条に、次のものを議決事件として規定した。 ①栗原市総合計画基本構想及び当該基本構想に基づく基本計画の策定、変更及び廃止に関すること。 ②その他重要計画のうち、議会が必要と認める計画。
一般質問に関すること	2回目以降の質問から一問一答方式の導入。市長等へ反問の機会を付与した。 (平成22年9月定例会から実施)
代表質問に関すること	年2回の実施を年1回の実施に変更した。(平成22年9月定例会から実施)
議員定数に関すること	栗原市議会の議員定数は、平成17年の合併時に「議会の議員の定数に関する特例」を適用し、45人と定められた。平成21年4月の改選時からは30人となっている。行財政改革の推進や類似自治体の状況、さらにはこれまでの人口減少等を勘案し、次の一般選挙から4人を削減し26人とした。
議員報酬に関すること	市の面積が広大で議員の活動が広範囲にわたるため、現行の議員報酬額を維持すべきものとした。 (現行報酬月額 議長 497,000円、副議長 430,000円、議員 401,000円)
政務調査費の設置の可否に関すること	政務調査費については、条例の定めるところにより交付ができることが地方自治法に規定され、栗原市議会には、政治上の主義・理念・政策を共有する議員で構成する会派制を平成17年8月に導入し、調査活動等を行っており、地方分権改革によって市政の課題が多様化・専門化しているため、調査研究活動や政策提言及び政策立案能力の強化のため、調査研究に要する経費の一部として設置し、会派(会派に属さない議員を含む)に対し、所属議員一人当たり月額25,000円を交付する案を取りまとめた。なお、条例制定については、条件が整わないことから現段階では行わないこととした。
費用弁償に関すること	市議会として行財政改革を推進する必要があることから、本会議や委員会に出席した際に支給していた費用弁償(月額1,500円)を廃止した。(平成22年4月から実施)
期末手当に関すること	議員の期末手当の額はこれまで常勤の特別職に準じて改正してきたが、必要ある場合は議会独自の判断で改正ができるよう、関係条例の一部改正を行った。

【用語説明】

一問一答方式とは…一般質問は、質問通告書に基づいて行われていたが、質問項目ごとに質問と答弁が繰り返される方式のことを言う。
市長等への反問の機会の付与とは…一般質問に際し、論点や争点を明確にするという観点から、市長等が議員に対し質問をする機会を与えることを言う。
費用弁償とは…職務の執行等に要した経費を補うため支給される金銭のことを言います。地方自治法第203条第2項に普通地方公共団体の議会議員は費用弁償を受けることができる規定がある。

栗原市議会議会改革調査特別委員会調査レポート



《分科会の運営》

○調査事項
第1、第2分科会の所管となつた調査事項

○調査方法
早期の改革できる項目から調査を実施。

・第1分科会
①一般質問に関するところ
②代表質問に関するところ
③議会基本条例の制定に関すること
④議会議員倫理条例の制定に関すること
⑤地方自治法第96条第2項の議決事件に関すること

・第2分科会
⑥議員定数に関するところ
⑦議員報酬に関するところ
⑧費用弁償に関するところ
⑨政務調査費の設置の可否に関するところ
⑩期末手当に関するところ

《委員会の運営》

○調査方法
分科会から調査結果報告書と受けた委員会の提出の意見、とりまとめを行う。

○調査結果報告
調査結果が出た項目については調査結果報告を議長に提出する。

※調査結果のとりまとめの際に委員の意見が分かれた場合は、表決によりとりまとめ。

○特別委員会の調査結果報告に基づく議会での対応

①一般質問に関するところ、②代表質問に関するところ
・全会一致で決定し、平成22年9月定例会から実施した。

③議会基本条例の制定に関するところ
・平成23年12月定例会において賛成多数で決定した。

④議会倫理条例の制定に関するところ
・議会基本条例第20条に規定し、現時点では制定しないこととした。

⑤地方自治法第96条第2項の議決事件に関するところ
・法第96条第2項の規定に基づく議決事件については、議会基本条例第13条に規定した。

⑥議員定数に関するところ
・議員定数から、定数を26人とすることを平成24年2月定例会において賛成多数で決定した。

⑦議員報酬に関するところ
・市の面積が広大で議員の活動が広範囲にわたることから、現行の議員報酬額を維持すべきものと賛成多数で決定した。

⑧費用弁償に関するところ
・本会議や委員会に出席した際に支給された費用弁償については、平成22年2月定例会に全会一致で決定し、平成22年4月から廃止した。

⑨政務調査費の設置の可否に関するところ
・調査研究に要する経費の一部として設置し、会派所属議員一人当たり月額25,000円を交付する案とした。なお、条例制定については現段階では条件が整わないことから行わないことを確認した。

⑩期末手当に関するところ
・平成22年2月定例会において、議会独自で改正ができるよう関係条例の一部改正を全会一致で決定した。